

所管省庁の検討結果の見方

- 1 はじめに、『資料1』を御覧下さい。「提案事項名(タイトル)」、「提案主体名(会社名・団体名)」等が記載されており、一番左の列に「番号」を付しております。
「提案事項名(タイトル)」等をもとに「番号」を御確認下さい。
また、「回答取りまとめ日」が空欄のものは、現時点において、所管省庁からの回答がないものであり、後述する『資料2』には掲載されておりませんので、御注意ください。所管省庁から回答がありましたら、順次公表いたします。
なお、規制改革・行政改革とは直接関係がない提案につきましては、『資料1』には掲載しておりません。
- 2 次に、『資料2』を御覧下さい。『資料1』で御確認いただいた「番号」と対応し、提案事項に対する回答が記載されております。
- 3 『資料2』の「所管省庁の検討結果」に記載されている「対応の分類」、「対応の概要」が示す内容は、以下のとおりです。

分 類	内 容
対応	提案内容について、既に対応済又は対応することとしており、対応策が明確であるもの
検討に着手	提案内容について、対応することを前提に検討に着手しているものの、対応策が不明確であるもの
検討を予定	提案内容について、現在検討は行っていないものの、 ・今後検討を予定しているもの ・今後検討に値すると考えられるもの
対応不可	提案内容について、対応が不可能であるもの
現行制度下で対応可能	提案内容について、現行の制度により対応が可能であるもの
事実誤認	提案内容について、規制自体が存在しないなど事実誤認であるもの
その他	上記には分類できないもの

以 上